国別障害関連情報
コスタリカ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
コスタリカ共和国
目次

１． 基礎指標 1
１－１．基礎指標 1
１－２．障害の定義と統計 2
２． 障害関連政策 5
２－１．障害関連行政制度 5
２－２．障害関連法令・政策文書 7
２－３．障害関連施策の状況 12
３．国際条約及び国際協力等の実績 21
３－１．CRPD 批准による対応状況 21
３－２．マラケシュ条約実施状況 22
３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組 22
３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 22
３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 23
４－１．障害当事者団体の活動概要 25
４－２．障害者支援団体の活動概要 25
５．障害者が直面する障壁・ニーズ 27
５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 27
５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 27
５－３．就労に関する障壁・ニーズ 27
５－４．移動に関する障壁・ニーズ 28
５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ 28
５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ 28
６．参考資料 29

図表目次

図 1 障害のある成人の診断された障害別の割合（2023） 3
図 2 障害者の年齢別割合（18 歳以上）（2023） 4
図 3 障害者の居住地域（2023） 4

表 1 コスタリカにおける障害関連担当機関 5
表 2 成人の教育レベル（2018 年・2023 年）（%） 14

略語表

ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CNREE	Consejo Nacional de Rehabilitación y Educación Especial	リハビリテーション・特別支援教育全国審議会
CONAPDIS	Consejo Nacional de Personas con Discapacidad	全国障害者審議会
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
ENADIS	La Encuesta Nacional sobre Discapacidad	全国障害者調査
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
INEC	Instituto Nacional de Estadística y Censos	国立統計国勢調査機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SECDIS	Servicio de Certificación de la Discapacidad	障害認定サービス
SICID	Sistema Costarricense de Información sobre Discapacidad	コスタリカ障害者情報システム

１． 基礎指標

１－１．基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	18,587.2 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	7.2 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	6.2 %	2021 年
社会福祉（対 GDP 比）	7.1 %	2023 年

人口

総人口	5,129,910 人	2024 年
男性人口比率	49.4 %	
女性人口比率	50.6 %	
都市人口比率	79.3 %	
農村人口比率	20.7 %	
平均余命（全体）	80.8 歳	2023 年
男性	78.1 歳	
女性	83.4 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	2.5 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	9.2 人	2023 年

教育

教育制度[3]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	13 年	
成人識字率（全体）	97.4 %	2011 年
男性	97.3 %	
女性	97.5 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-20)）に基づく。社会福祉（対 GDP 比）についてのみ、国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。） (2024) World Social Protection Report 2024-26 (https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-20))に基づく。

[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。

[3] コスタリカの教育制度は、就学前教育（2 年間）、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（2-3 年間）、大学（4 年間）。コスタリカ高等教育評議会資料（ https://repositorio.conare.ac.cr/server/api/core/bitstreams/e8d302ac-cbc9-4eb1-8d7f-2bd296837763/content(参照 2026-6-9)）、国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）ウェブサイト（https://download.uis.unesco.org/SDG4/SDG4-Profile-Costa%20Rica.pdf (参照 2026-6-9)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	106.2 %	2023 年
男子	105.6 %	
女子	106.7 %	
中等教育（総就学率）		
全体	125.5 %	2023 年
男子	120.6 %	
女子	130.6 %	
高等教育（総就学率）		
全体	55.0 %	2019 年
男子	49.8 %	
女子	60.5 %	

雇用

失業率（全体）	7.8 %	2024 年
男性	7.0 %	
女性	9.2 %	

１－２．障害の定義と統計

１－２－１．障害の定義

コスタリカ共和国（以下、「コスタリカ」という。）政府が国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の障害者権利委員会に 2011 年に提出した政府報告書（以下、「政府報告」という。）では、障害の定義は明示されていなかった。その後、2016 年に制定された障害者自立推進法（法律第 9379 号）第 2 条において、障害とは「障害のある人々と、彼らが他の人々と同等の条件で社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる、人々の意識や環境に起因する障壁との相互作用から生じ、進化し続ける概念」と定義付けられている。

１－２－２．障害に関する統計

コスタリカでは障害に関する統計として、国立統計国勢調査機構（Instituto Nacional de Estadística y Censos。以下、「INEC」という。）が実施する国勢調査及び全国障害者調査[4]（Encuesta Nacional sobre Discapacidad。以下、「ENADIS」という。）がある。

[4] 総括所見（2014）を受け、国として初めてとなる障害に特化した全国調査として整備された。2018 年に第 1 回調査が実施されている。

最新の国勢調査は当初 2020 年に予定されていたが、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響で 2022 年に延期して実施された。しかしながら、回収率が限定的であったため、国勢調査単体での詳細な統計数値の確定には至っていない[5]。他方、最新の ENADIS は 2023 年に実施されており、2022 年国勢調査を補完する形で、より詳細な障害者の生活実態を把握している。

以上を踏まえ、本項では 2023 年の ENADIS[6]に基づく統計を採用した。ただし、ENADIS の調査対象が 18 歳以上の国民に限られている点には留意が必要である。

ENADIS では、ワシントン・グループ短縮質問紙セットのような簡略化された形式ではなく、より多角的な項目を詳細にカバーする独自の調査票[7]が使用されている。具体的には、個人の身体・認知機能の制限だけでなく、教育歴、労働環境、支援機器の利用状況、及び日常生活や社会参加を妨げる環境障壁の有無等を網羅的に調査する構成となっている。

障害者数（成人全体）	676,310 人	成人の 17.2%	2023 年
成人男性	284,727 人		
成人女性	391,583 人		

出所：INEC（2023）を基に調査チームが作成

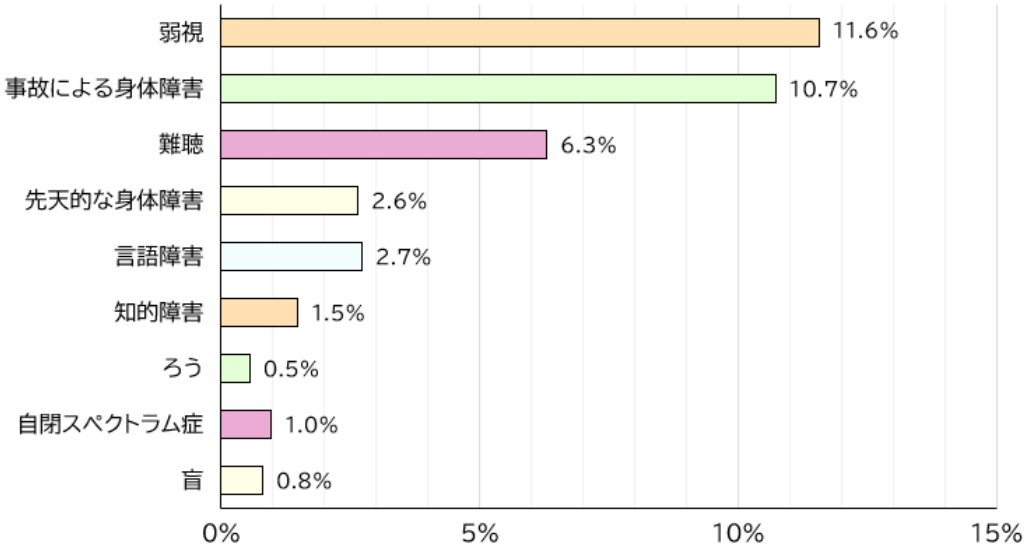


図 1 障害のある成人の診断された障害別の割合（2023）

弱視（11.6%）が最も多く、次いで事故による身体障害（10.7%）、難聴（6.3%）と続く。以下、言語障害（2.7%）、先天的な身体障害（2.6%）、知的障害（1.5%）、自閉スペクトラム症（以下、「ASD」という。）（1.0%）、盲（0.8%）、ろう（0.5%）である。

出所：INEC（2023）を基に調査チームが作成

[5] https://ghdx.healthdata.org/record/costa-rica-national-population-and-housing-census-2022#:~:text=The%202022%20census%20data%20collection,demographic%20information%20that%20is%20required.%22（参照 2026-3-20）

[6] https://sistemas.inec.cr/pad5/index.php/catalog/351/related-materials（参照 2026-3-20）

[7] https://sistemas.inec.cr/pad5/index.php/catalog/351/download/5978（参照 2026-3-20）

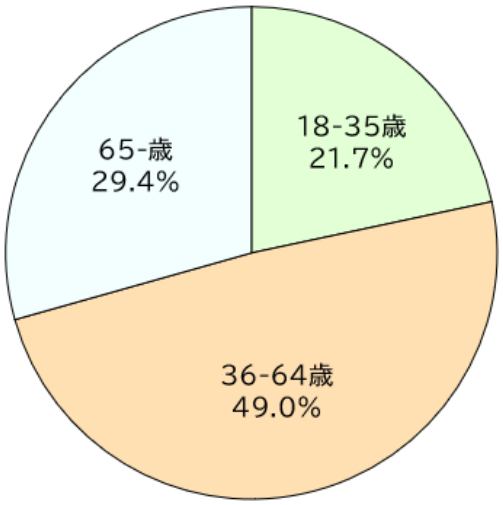


図 2 障害者の年齢別割合（18 歳以上）（2023）

障害者の年齢別割合では、36～64 歳が 49.0%と最も多い。続いて、65 歳以上が 29.4%、18～35 歳が 21.7%となっている。

出所：INEC（2023）を基に調査チームが作成

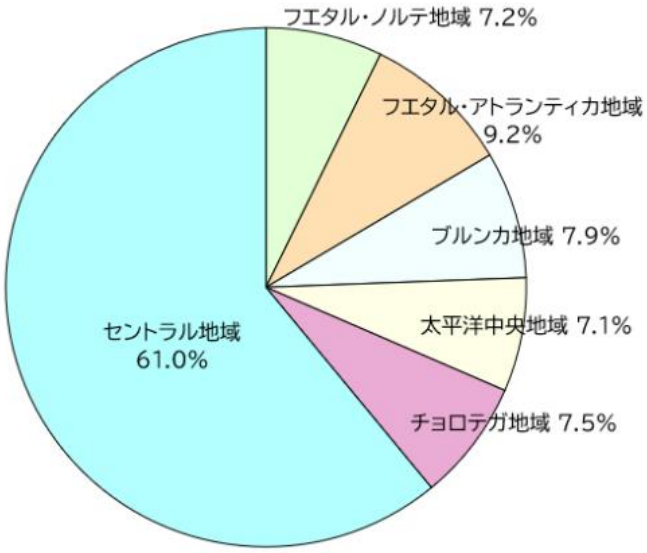


図 3 障害者の居住地域[8]（2023）

障害者の居住地域では、セントラル地域（61.0%）が全体の過半を占める。続いて、フェタル・アトランティカ地域（9.2%）、ブルンカ地域（7.9%）、チョロテガ地域（7.5%）、フェタル・ノルテ地域（7.2%）、太平洋中央地域（7.1%）となっている。

出所：INEC（2023）を基に調査チームが作成

[8] 1978 年の大統領令第 7944 号（2013 年の大統領令第 37735-Plan 号第 57 条により改正）に基づき、国家計画・経済政策省（Ministerio de Planificación y. Política Económica）が定めた計画地域（Región de Planificación）別。各計画地域の概要は次のとおり。セントラル地域（Región Central）：首都サン・ホセを含む、国の中心部。チョロテガ地域（Región Chorotega）：グアナカステ州を中心とした太平洋北西部。太平洋中央地域（Región Pacífico Central）：プンタレナス州を含む沿岸部。ブルンカ地域（Región Brunca）：太平洋南部の地域。フエタル・アトランティカ地域（Región Huetar Atlántica）：リモン州を中心としたカリブ海沿岸部。フエタル・ノルテ地域（Región Huetar Norte）：ニカラグア国境に近い北部の地域。

２． 障害関連政策

２－１．障害関連行政制度

コスタリカでは、1973 年にリハビリテーション・特別支援教育全国審議会（Consejo Nacional de Rehabilitación y Educación Especial。以下、「CNREE」という。）が設立され、障害者支援の取組が進められてきた。障害者を取り巻く課題により包括的に対応するため、CNREE は 2015 年に全国障害者審議会（Consejo Nacional de Personas con Discapacidad。以下、「CONAPDIS」という。）に再編され、障害政策の統括機関としての役割を担っている。

【中央政府行政】[9]

障害関連担当機関

表 1 コスタリカにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	教育省（Ministerio de Educación Pública）	インクルーシブ教育を推進し、個々のニーズに応じた学習内容の調整や支援機器の提供、専門教員による巡回指導を通じて、障害児の学習権を保障する。
2	国家訓練庁（Instituto Nacional de Aprendizaje）	障害者の就労支援のため、教育省と連携して職業訓練プログラムを提供する。
3	労働社会保障省（Ministerio de Trabajo y Seguridad Social）	障害者の労働包摂、雇用促進などの事業を統括し、企業への障害者雇用の働きかけや、障害者向けの職業紹介サービスを提供する。
4	社会扶助協会（Instituto Mixto de Ayuda Social）	貧困状態にある障害者家庭への直接的な経済援助や、住宅・教育支援などの福祉サービスを提供する。
5	保健省（Ministerio de Salud）	障害分野の国家政策の策定・監督、医療施設へのバリアフリー基準遵守の義務付け、障害の早期発見・予防を推進している。
6	社会保障公庫（Caja Costarricense de Seguro Social）	保健医療政策の実施機関で、全国の病院やクリニックを通じ、障害者への具体的な医療サービス、リハビリテーション、補助器具（車いす等）を提供している。
7	公共事業運輸省（Ministerio de Obras Públicas y Transportes）	公共交通機関や道路インフラのアクセシビリティを規制・監督している（車いす利用者が利用可能な車両の導入促進などを含む）。
8	科学革新技術通信省（Ministerio de Ciencia, Innovación, Tecnología y Telecomunicaciones）	障害者が情報通信技術へアクセスできるよう、支援技術の導入やデジタルスキルの習得支援、ウェブサイトのアクセシビリティ向上を推進している。

出所：政府報告及び CONAPDIS ウェブサイトを基に調査チームが作成

[9] 政府報告、CONAPDIS ウェブサイト https://conapdis.go.cr/conapdis/estructura-organizacional/junta-directiva/（参照 2026-3-23）より収集・編集。

国内調整委員会設置状況

委員会名称	全国障害審議会（CONAPDIS）
委員会メンバー（任期 4 年）	教育省、労働社会保障省、公共事業運輸省、科学技術通信省、保健省、社会保障公庫、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）代表（5 名）[10]
役割と実施状況	法律第 9303 号に基づき 2015 年に設置された障害者問題の主管機関。障害者権利に関する法令の遵守状況の監視、国家障害政策の管理、並びに関係機関との連携を通じた包摂的な政策の推進等を行う。 職員数は契約職員を含め 120 名程度で、本部と地方支部に分かれて勤務している[11]。

委員会名称	国家障害者雇用・労働委員会（Comisión Nacional para la Empleabilidad y el Trabajo de las Personas con Discapacidad
委員会メンバー	労働社会保障省、CONAPDIS、国立訓練庁、公務員総局、OPD 代表、民間セクター代表
役割と実施状況	Decreto N° 41761-MTSS[12]により 2019 年に設立。政府・民間・当事者団体の連携により、公的部門の 5%雇用枠の遵守を徹底するとともに、民間企業への啓発・助言や職業訓練の調整を通じて、国全体での包摂的な労働環境の整備に努めている。

【地方政府行政】

CONAPDIS は首都サン・ホセの本部のほかに 9 つの地方支部を設けている。このほか、各自治体にアクセシビリティと障害に関する委員会が設置されている。

障害関連担当機関

委員会名称	アクセシビリティと障害に関する地方自治体委員会（Comisiones Municipales de Accesibilidad y Discapacidad）
委員会メンバー	各自治体の市議会による任命
役割と実施状況	2010 年の自治体法典の改正（法律第 8822 号）[13]により、障害者機会均等法（第 7600 号法）の遵守を監視するため、各自治体に創設された委員会。自治体の施策や街づくりに障害者の視点を反映させ、アクセシビリティ向上を推進している。

[10] 身体、聴覚、視覚、知的、精神障害の 5 つの障害種別の団体から、障害者全国大会（Asamblea Nacional）で選出する。代表者は、障害当事者あるいは保護者でなくてはならない。

[11] https://conapdis.go.cr/transparencia/recursos-humanos/（参照 2026-3-23）

[12]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=89192&nValor3=116983&strTipM=TC（参照 2026-3-23）

[13]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=68058&nValor3=80972&strTipM=TC（参照 2026-3-22）

２－２．障害関連法令・政策文書[14]

コスタリカでは、1973 年にリハビリテーション及び特別支援教育に関する国家審議会設立法（法律第 5347 号）及び 1996 年に障害者機会均等法（法律第 7600 号）が施行されている。2008 年の CRPD 批准後は、国家審議会設立法の改正をはじめ、労働など個別分野における障害者の包摂や、障害者自立に関連するさまざまな法令が成立している。

障害者の権利等に関連する主な法令は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法令名	コスタリカ手話の認知及び促進に関する法律[15]（法律第 9822 号）（ Ley de Reconocimiento y Promoción de la Lengua de Señas Costarricense: LESCO）
施行年	2020 年
概要	2012 年のコスタリカ手話の母語認定に関する法律（法律第 9049 号）により、教育現場や公共サービスにおいて手話通訳の配置や手話による情報提供が権利として保障されることとなった。本法律は、コスタリカ手話を「文化的・言語的遺産」と定義し、国の多言語体型に組み込むとともに、手話による情報アクセスの拒否を明確に差別行為と見なし、法的権利として確立させた。なお、本法の施行により、法律第 9049 号は廃止された。

法令名	緊急事態及び災害時における障害者の包摂・保護・対応のための基準に関する執行令[16]（N° 41095-MP-MTSS）（Normas para la Inclusión, Protección y Atención de Personas con Discapacidad en las Emergencias y Desastres）
施行年	2018 年
概要	災害・緊急事態発生時に障害者の権利と安全を保障するための義務的な基準を定めた法令。本法令に基づき、国立緊急委員会と CONAPDIS が協力し、リスク管理、避難所設営、情報アクセスにおいて包摂的な対応を推進している。

[14] Ministerio de Trabajo y Seguridad Social (2022) *Compilado de leyes y decretos ejecutivos vigentes sobre discapacidad en Costa Rica 2022* に網羅的な記載があるが、以下では政府報告、定期報告に記載のあるものを中心にまとめる。https://www.mtss.go.cr/seguridad-social/discapacidad/compilacion_leyes_decretos_cr.pdf（参照 2026-3-22）

[15]https://www.asamblea.go.cr/sd/Lists/Archivo_Leyes/DispForm.aspx?ID=1113&ContentTypeId=0x010027F4CF5CCAE4F047BABD7F5711AD329C（参照 2026-3-22）

[16] https://www.preventionweb.net/files/64835_dne3.pdf?startDownload=true（参照 2026-3-25）

法令名	コスタリカ教育システムにおける包摂とアクセシビリティの確立に関する執行令[17]（N°40955-MEP）（Establecimiento de la inclusión y la accesibilidad en el Sistema Educativo Costarricense）
施行年	2018 年
概要	全教育課程において、障害の有無に関わらずすべての児童・生徒に平等なアクセスと包摂を保障する法的枠組。従来の分離教育から、一般の教室で共に学ぶインクルーシブ教育への転換を明文化し、教育現場での適切な支援と合理的配慮の実施を法的に規定している。

法令名	障害認定サービスの創設に関する執行令[18]（N°40727-MP-MTSS）（Decreto de Creación del Servicio de Certificación de la Discapacidad）
施行年	2017 年
概要	障害認定サービス（Servicio de Certificación de la Discapacidad：SECDIS）の創設を規定した政令。CONAPDIS が管轄し、国際生活機能分類に基づき障害状態を公式に評価・認定する。雇用（法律第 8862 号の 5%枠）、社会福祉、健康、交通、教育などの公的便益を受けるため証明書が必要と定められた。

法令名	障害者自立推進法[19]（法律第 9379 号）（Ley para Promoción de la Autonomía Personal de las Personas con Discapacidad）
施行年	2016 年
概要	障害者を保護対象ではなく「自己決定の主体」と定義する画期的な法律。中南米で初めて後見制度を廃止して本人の法的能力を認め、家族に頼らず地域で暮らすための介助者派遣費用の公費助成を明文化した。

法令名	コスタリカ障害者情報システムの設立に関する執行令[20]（Nº 39419-MP-MTSS-MDIS-MREC-MIDEPLAN-MS）（Establece el Sistema Costarricense de Información sobre Discapacidad: SICID）
施行年	2016 年

[17]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_articulo.aspx?param1=NRA&nValor1=1&nValor2=86181&nValor3=111664&nValor5=2（参照 2026-3-26）
[18]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=85440&nValor3=110486&strTipM=TC（参照 2026-3-22）
[19] https://accesoalajusticia.poder-judicial.go.cr/index.php/leyes?download=1759:ley-n-9379-ley-para-la-promocion-de-la-autonomia-personal-de-las-personas-con-discapacidad-y-su-reglamento（参照 2026-3-22）
[20]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=81900&nValor3=104644&strTipM=TC（参照 2026-3-23）

概要	障害者の権利保護と自立支援を目的とした公式プラットフォーム（SICID）を設立。障害関連データを一元管理することで、CRPD 履行状況の評価や障壁の特定、国家政策の策定の際のエビデンスとして活用されている。さらに、公式サイト[21]を通じ、障害者や家族の日常生活を支えるサービスや情報を提供している。

法令名	国家障害者評議会設置法[22]（法律第 9303 号） （Ley de Creación del Consejo Nacional de Personas con Discapacidad）
施行年	2015 年
概要	1973 年設立の CNREE を改編し、CONAPDIS を設立した根拠法。障害者の権利保護と機会均等を推進する中心的な統括機関として、保健、教育、労働など各省庁の政策を横断的に調整・監督する権限を付与している。

法令名	アクセシビリティと障害に関する組織内委員会の創設に関する法（法律第 9171 号）[23]（Ley de Creación de las Comisiones Institucionales sobre Accesibilidad y Discapacidad）
施行年	2013 年
概要	全公的機関に対し、障害者の権利保護とアクセシビリティ向上を目的とした委員会の設置を義務付けている。CONAPDIS が指導・監督する。

法令名	公共部門における障害者の雇用促進・保護法[24]（法律第 8862 号） （Ley de Inclusión y Protección laboral de las Personas con Discapacidad en el Sector Público）
施行年	2010 年
概要	公的部門での障害者の雇用を保護する法律。各公的機関における欠員の少なくとも 5%が障害者の雇用枠として留保しておくことが定められている。専門技術委員会の設置も規定されている。

[21]https://conapdis.go.cr/sicid/#:~:text=El%20Sistema%20Costarricense%20de%20Informaci%C3%B3n%20sobre%20Discapacidad%2C,de%20los%20sectores:%20p%C3%BAblico%2C%20privado%20y%20organizaciones（参照 2026-3-23）
[22]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=79686&nValor3=100848&strTipM=TC（参照 2026-3-22）
[23]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=76228&nValor3=95069&param2=12&strTipM=TC&lResultado=114&strSim=simp（参照 2026-3-22）
[24]https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?param1=NRTC&nValor1=1&nValor2=69031&nValor3=82737&strTipM=TC（参照 2026-3-22）

法令名	障害者機会均等法（法律第 7600 号）[25]（Ley de Igualdad de Oportunidades para las Personas con Discapacidad y su Reglamento）
施行年	1996 年（2017 年改正）
概要	教育、雇用、医療、交通などの重要分野での障害者への差別を禁じ、他の者と同じ権利を保障する法律。公共施設のバリアフリー化や情報提供の義務化を定め、社会全体のアクセシビリティ向上を図っている。 2017 年の改正では、障害者用駐車場、バスのリフトや車いすスペースなどに関する位置や広さを細かく規定することで、障害のある利用者のアクセシビリティを強化した。

法令名	リハビリテーション及び特別支援教育に関する国家審議会設立法（法律第 5347 号）[26]（Ley de Creación del Consejo Nacional de Rehabilitación y Educación Especial）
施行年	1973 年（2015 年廃止）
概要	障害者のリハビリと特別支援教育の国家政策を統括する CNREE 設立のための根拠法。保健、教育、労働の各省と連携し、障害者の権利と機会均等を推進する体制を整えた。2015 年の CNREE から CONAPDIS への再編により、本法は廃止された。

その他の障害者の権利と関係する主な法令には以下のものがある。

法令名	著作権及び隣接権法（法律第 6683 号）（Ley de Derechos de Autor y Derechos Conexos）
施行年	1982 年（2020 年改正）
障害に関する言及	視覚障害者等のためのマラケシュ条約実施に伴う著作権及び隣接権法改正案（第 9858 号）[27]により、著作権者の許諾なしに、非営利目的で著作物をアクセシブルな形式（点字、大活字、音声など）に複製し、配布・公開することを認める例外規定が導入された。

法令名	労働手続改革法（法律第 9343 号）[28]（Reforma Procesal Laboral）
施行年	2016 年
障害に関する言及	障害を理由とするあらゆる差別を厳格に禁止し、不当解雇からの保護を強化するとともに、司法アクセスも保障している。

[25] https://www.asamblea.go.cr/sd/SiteAssets/Lists/Consultas%20Biblioteca/EditForm/Ley%207600.pdf（参照 2026-3-22）
[26] https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=10613（参照 2026-3-22）
[27] https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21983（参照 2026-3-20）
[28] https://www.mtss.go.cr/elministerio/despacho/rpl/Ley%209343%20Reforma%20Procesal%20Laboral.pdf（参照 2026-3-22）

法令名	所得税法（法律第 7092 号）[29]（Ley del Impuesto sobre la Renta）
施行年	1988 年（1996 年改正）
障害に関する言及	障害者雇用の給与等の費用を倍額で所得控除できる優遇措置や、職場環境のバリアフリー改修費用の経費算入を認め、企業の雇用促進を支援している。

障害者政策[30]

政策名	国家開発公共投資計画[31] （Plan Nacional de Desarrollo y de Inversión Pública）
実施期間	2023-2026 年
概要	障害者については、主にセクター別戦略の「福祉、労働、社会的包摂セクター」において、貧困状態の障害者の基本的ニーズを満たすための金銭的支援の提供、障害者の権利教育の促進、障害認定数の増加等が政策目標として掲げられている。

政策名	国家メンタルヘルス政策[32]（Política Nacional de Salud Mental）
実施期間	2024-2034 年
障害に関する言及	従来の精神科病院中心の治療から地域社会での包括的ケアへと転換し、人権尊重と偏見撤廃を軸に、多機関連携やデジタル化を通じて 2034 年までに国民の精神的福祉と Quality of Life の向上を目指している。

政策名	国家ケア政策[33]（Política Nacional de Cuidados）
実施期間	2021-2031 年
障害に関する言及	障害者の自立生活支援への転換を掲げ、介助者派遣サービスの制度化や、ケアを国・民間・地域が分担する仕組みの構築により、尊厳ある暮らしを国家レベルで保障することを目指している。

[29] https://pgrweb.go.cr/scij/Busqueda/Normativa/Normas/nrm_texto_completo.aspx?nValor1=1&nValor2=10969 （参照 2026-3-22）
[30] 政府報告及び定期報告を参考に、必要に応じて更新・加筆を行った。
[31] https://www.infocoop.go.cr/sites/default/files/PNDIP%202023-2026%20Main.pdf（参照 2026-3-22）
[32] http://www.pgrweb.go.cr/docsdescargar/Normas/No%20DE-44839/Version1/politica_nacional_salud_mental.pdf（参照 2026-3-26）
[33] https://www.imas.go.cr/sites/default/files/custom/Politica%20Nacional%20de%20Cuidados%202021-2031_0.pdf（参照 2026-3-22）

政策名	障害者の労働包摂国家計画[34]（Plan Nacional de Inclusión Laboral para la Población con Discapacidad）
施行年	2012 年
概要	障害者の労働市場への統合を促進するための国家計画で、障害者の雇用可能性を高める教育・訓練の提供、雇用者の意識向上、仲介サービスの強化、起業支援、制度間連携を通じて、障害者の社会的・経済的な包摂を目指している。

政策名	国家障害政策[35]（Política Nacional en Discapacidad）2011-2030
施行年	2011 年
概要	障害者を権利の主体と捉え、2030 年までの社会包摂を目指す国家戦略[36]で、人権やジェンダー、自立生活を柱に、教育・雇用・バリアフリー化などの重点分野で、各省庁が連携し具体的な施策を実行する指針となっている。策定にあたっては、障害者が自身のニーズの特定、優先付けを行い、各戦略の実施を担う公的機関に積極的是正措置の提案を行った。2024-2030 年の行動計画[37]では、各省庁の責任と予算の明確化、デジタル化対応、女性や先住民等の交差性への配慮が打ち出されている。

２－３．障害関連施策の状況[38]

① 保健医療

コスタリカでは、保健省がリハビリテーションを含む保健関連の政策を統括している。保健省が策定した政策を実行するのが社会保障公庫であり、全国民に公的医療保険を提供する唯一の独立した公的機関である。この社会保障公庫に所属する国立リハビリテーションセンター（Centro Nacional de Rehabilitación）がリハビリテーションサービスの提供を担当するほか、国家保険庁（Instituto Nacional de Seguros）も国民の保険加入促進及び労災による障害者へのリハビリテーションサービスを提供している。

保健分野の政策・計画としては、国家保健政策（Política Nacional de Salud）2023-2033、国家 HIV・エイズ戦略計画（Plan Estratégico Nacional de VIH y Sida）2024-2027 などがあり、いずれも、障害者を含む脆弱な人々に配慮する方針が採られている。また、国家ケア政策、国家メンタルヘルス政策では障害者の自立が掲げられている。

[34] https://www.mtss.go.cr/seguridad-social/discapacidad/Plan%20nacional%20de%20insercion%20laboral%20para%20la%20poblacion%20con%20discapacidad%20en%20Costa%20Rica%20.pdf（参照 2026-3-22）
[35] https://www.imas.go.cr/sites/default/files/custom/Ponadis-2011-2030.pdf（参照 2026-3-22）
[36] 策定当初は 2021 年までの 10 年計画だったが、のちに SDGs に合わせて 2030 年まで延長された。
[37] https://conapdis.go.cr/el-sector-informa/documentacion/4-5-5-ponadis/（参照 2026-3-22）
[38] 本節の記述は政府報告及び定期報告より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

保健省は、障害者が医療機関等で適切なサービスを受けることができるよう、2008 年より医療従事者に対する障害の啓発研修を実施している。研修内容は、コスタリカ手話、障害のある利用者への対応、障害者機会均等法（法律第 7600 号）に関する講習などである。国立保険庁は、整形外科機材や器具の供与、住居環境の調整に必要な経済的支援を行っている。

上記に加えて、障害者の保険医療に関して、以下の取組を実施している。

- 国立保険庁は、提供する薬局サービスにおいて、医療サービスネットワークを利用する人々に分かりやすい情報を提供し、効果的にコミュニケーションを図る方法について、薬局スタッフ向けに指針を策定した。
- 2018 年 4 月までに、国立精神病院に入院していたすべての患者が施設外へ移送され、長期療養病棟は完全に閉鎖された。入居者は、国内各地にある、必要なインフラ、人材、及び研修体制を備えた民間運営のシェルターへ移送された。

障害者権利委員会による総括所見（2024）による保健医療分野の勧告事項は以下のとおり。

- 物理的・情報アクセシビリティの整備や医療従事者に対する研修により、農村部や遠隔地を含むすべての障害者が、質が高く、ジェンダーに配慮し、異文化間理解のある医療サービスを利用できるよう保障すること
- （特に農村地域及びコミュニティレベルにおいて）性と生殖に関する保健や HIV/AIDS 関連を含むすべての保健政策・プログラム・サービスが完全に利用可能で、ジェンダー視点が組み込まれていることを保障する取組を強化すること
- 地域密着型精神保健サービスに関する国家政策を実施するため、十分な人的・財政的資源を伴う行動計画を策定すること
- 医療従事者に対し、OPD が企画・実施に積極的に関与する、障害に対する人権アプローチ研修を継続的に実施すること
- 先住民やアフリカ系住民を含むすべての障害者に対し、その年齢・性別・出身・社会経済的地位にかかわらず、国内全域で機能訓練及びリハビリテーションサービスの提供を保障すること
- 幼少期から障害者の能力開発に重点を置いた地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）サービスを促進するための戦略の採択を早急に進めること

② 教育

ENADIS（2023）によれば、障害のある成人の教育レベルは、未就学が 6.0%、初等教育が 47.4%（うち未修了 17.7%）、中等教育が 28.3%（うち未修了 14.8%）、高等教育が 18.3%となっている。

表 2 成人の教育レベル（2018 年・2023 年）（%）

	未就学		初等		中等		高等	
年	2018	2023	2018	2023	2018	2023	2018	2023
障害者	6.5	6.0	45.6	47.4	29.0	28.3	18.0	18.3
非障害者	2.4	1.4	34.0	28.7	39.1	40.7	25.1	29.1

出所：INEC（2023）を基に調査チームが作成

コスタリカ政府は、教育制度をインクルーシブなものとするための改革措置を講じてきた。2018 年には、全教育課程において、包括的かつ公平で質の高い教育への移行を促進するための執行令（N°40955-MEP）が発令された。同令では、特別学校の学習支援リソースセンター[39]（Centro de Recursos y Apoyo Educativo）への段階的な転換、統合学級[40]（Aulas Integradas）の教育支援サービスへの転換、特別支援教育から通常教育への児童・生徒の移行、及び学びのユニバーサルデザイン（Universal Design for Learning: UDL）の研修計画及び教育カリキュラムへの組み込みなどを規定している。

国立大学は、支援サービスの提供、物理的アクセシビリティの改善、教員研修及び啓発活動を通じて、障害者の入学・在籍及び卒業促進の措置を講じている。私立大学もすべての大学が障害者にとってアクセスできなくてはならないと定められている。

上記に加えて、障害者の教育に関して、以下の取組を実施している。

- 教育省の報告によると、66%の学校で、物理的アクセシビリティの改善が行われた。
- 国立小児病院の院内教室は病院学習センター及び児童・青少年支援センターに転換された。
- 2018 年執行令では、22 の特別支援教育センターを学習支援リソースセンターへと転換するため、10 年間の期限を定めている。

総括所見（2024）による教育分野の勧告事項は以下のとおり。

- OPD と協議の上、地域間格差や先住民居住地域を考慮し、目標、実施スケジュール、及び資金計画を盛り込んだ、インクルーシブ教育システムの実施に向けた戦略的枠組を採択すること
- 障害児が質の高いインクルーシブ教育を受ける権利を保障するため、児童・青少年法第 62 条を CRPD 第 24 条と整合させること
- 通常学校におけるアクセシビリティの確保、教育活動に必要な支援の提供、及び障害児のための交通サービスの適応に向け一層の努力を払うこと
- 体系的な現職研修と特別支援教員の支援によって、通常教育で学ぶ障害のある児童・

[39] 障害のある児童・生徒の通常学級での学びを支える拠点。ICT 機器や個別教材の提供、UDL の実践、教員への専門的助言を行い、すべての子どもが平等に学習できる環境を整備する。
[40] 障害のある児童・生徒が公立学校の中で教育を受けるための特別学級。

生徒に質の高いインクルーシブ教育を提供すること。また、障害のある児童・生徒にとって利用可能、かつ適応されたデジタル教育技術を保障すること
- 障害のある児童・生徒とその教育環境に関する信頼性の高い統計を作成し、インクルーシブ教育の進捗状況を把握するため、細分化されたデータを体系的に収集すること
- 差別的な資格制度を廃止し、障害のある児童・生徒が対等な立場で資格や修了証を取得できるようにすること

③ ジェンダー

CONAPDIS は 2016 年より、ジェンダー平等政策に関する省庁間技術委員会の構成員であり、同委員会を通じて男女間の実質的平等に関する国家政策（Política Nacional para la Igualdad Efectiva entre Mujeres y Hombres）2018-2030 の策定に寄与した。同政策が障害関係者に提示された際、女性問題担当大臣は、国家障害者政策に基づく取組を盛り込むこと、及び行動計画に障害女性のための具体的な措置を盛り込むことを約束した。

女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止・対処に関する国家システム（Sistema Nacional para la Atención y Prevención de la Violencia contra las Mujeres y la Violencia Intrafamiliar）の設立以来、CONAPDIS はフォローアップ委員会と地域ネットワークに参加し、障害女性の暴力を受けずに暮らす権利について周知してきた。

上記に加えて、障害者のジェンダーに関して、以下の取組を実施している。
- 司法機関は、ジェンダーや障害に基づく暴力の申し立てがなされたすべての事案において、検察庁が性犯罪及び家庭内暴力の被害者を支援するための手順を定めている。
- CONAPDIS の最高意思決定機関への OPD 代表者の任命を規定しており、その任命にあたっては男女比の均衡を図らなければならない。
- CONAPDIS は、国立通信教育大学（Universidad Estatal a Distancia）と連携した研修の提供により、2020 年地方選挙における障害女性の公職選出を促進する取組を行った。
- 国立リハビリテーションセンター（Centro Nacional de Rehabilitación）は、国立女性
- 病院（Hospital Nacional de las Mujeres）と共同で、性と生殖に関する健康プログラムを策定し、障害女性がこれらのサービスを利用できるようにしている。

総括所見（2024）によるジェンダー分野の勧告事項は以下のとおり。
- 関連 OPD と連携し、ジェンダー平等に関する法律・政策に障害の視点を明確に組み込むとともに、障害に関する法律・政策にジェンダーの視点を組み込むよう一層の努力を払うこと、また、国の金融包摂戦略にジェンダー・障害の視点を盛り込むこと
- 障害女性の政治・社会生活への参加と国立女性研究所の研修・教育プログラムへの包摂のための支援策を強化すること
- 障害のある女性・女児を搾取、暴力、虐待から保護するためのプロトコルの策定・導入を加速すること

- ジェンダーに基づく暴力の被害者である障害のある女性・女児のためのサービス（支援センターや緊急避難所を含む）が全国で利用可能であり、必要な支援が提供されること
- 障害のある女性・女児のエンパワメントに向けた措置を講じ、政治活動における意思決定の場への参加を保障すること
- 障害のある女性・女児に対する暴力に関する包括的かつ細分化されたデータの収集に向けた取組を強化すること

④　職業訓練、雇用、就労

ENADIS（2023）によれば、労働力人口の割合[41]は 18 歳以上の障害者で 44.2%、非障害者で 70.0%と両者には大きな開きがある。

障害者の労働包摂を促進するため、コスタリカ政府は 2006 年に障害者の雇用促進に関する省庁間技術委員会を設立し、2010 年には公共部門における障害者の雇用促進・保護法（法律第 8862 号）を制定している。

労働社会保障省の障害者機会均等局は、障害者のディーセント・ワーク実現に向け包括的な支援を行っている。具体的には、官民セクターの雇用主へ差別撤廃や合理的配慮の助言・研修を行うほか、障害者本人や家族への心理社会的ケアや起業支援、就労ツールの提供を行っている。また、職場で差別に直面した際の相談や環境改善の指導も担い、障害者の社会・職業的な包摂を実務面から支えている。

地方自治体では、労働社会保障省と連携し、脆弱な社会経済的状況にあると認定された 17 歳から 35 歳までの障害者を対象として、障害者特化型枠組の就労支援プログラムである Empléate Inclusivo[42]を実施している。

上記に加えて、障害者の職業訓練・雇用、就労に関して、以下の取組を実施している。

- 公務員総局は、2014 年 11 月に公式通達（DG-019-2014）を発出し、能力適性を証明したすべての障害者が、公務員制度に参画し、キャリア形成できるよう尽力するとしている。2016 年 5 月には電子登録手続きを開始し、地域、障害種、職種などの変数ごとに識別可能な登録簿を作成した。2018 年 12 月時点では女性 109 人（48%）、男性 120 人（52%）、計 229 人が雇用されている。
- オンブズマン事務所は、2017 年に採択した方針において、同事務所で働く障害者及び高齢者に対する合理的配慮の提供を保障した。

[41] 「何らかの仕事に就いている」あるいは「求職活動中」と回答した人の合計。

[42] https://www.mtss.go.cr/prensa/comunicados/2017/agosto/EMPLEATE_convoco_a_Personas_Jovenes_con_Discapacidad.html（参照 2026-3-23）2026 年も同プログラムは継続しているが、各省庁に散らばっていた雇用支援や職業訓練の窓口は、2019 年に設立された国家雇用庁（Agencia Nacional de Empleo）デジタルプラットフォーム（www.ane.cr）に集約されている。

総括所見（2024）による職業訓練、雇用、就労分野の勧告事項は以下のとおり。

- すべての障害者の働く権利を効果的に保障し、就労・雇用における差別と闘うための措置を講じるとともに、民間労働市場における障害者の包摂促進のためのインセンティブ及び具体的措置を確立すること
- 公共部門における障害者の包摂及び労働保護に関する法律（法律第 8862 号）の厳格な遵守を保障し、雇用割当（5%）を監視する仕組みと罰則を定めること
- 助成金を提供する特別基金の創設や営業許可証の費用免除等により、障害者による自営業の機会を促進すること

⑤　社会保障、障害福祉サービス

憲法第 51 条で「家族は、社会の自然な要素であり基礎として、国家の特別な保護を受ける権利を有する。母親、子ども、高齢者、及び障害者もまた、この保護を受ける権利を有する。」と記されている。また、所得税法（法律第 7092 号）には、第 15 条に基づき徴収された法人所得税額の 5%を障害者支援の財源とすることが定められている。

2017 年には障害認定サービス創設に関する政令が発出され、障害者は国際生活機能分類の基準に沿った障害認定証明書を持つことが可能となった。この証明書を所有することで国や企業が提供する保健、労働、交通、教育などさまざまな社会的サービスへのアクセスが容易となる。

以上のような枠組で、貧困状態にある障害者の状況改善を目的として、CONAPDIS から補助金による経済的支援が行われている。また、複数の障害者支援機関が財源を持ち寄って開発された障害者への社会支援プログラムがあり、社会扶助協会が実施主体となっている。

上記に加えて、障害者の社会保障、社会福祉サービスに関して、以下の取組を実施している。

- 国家住宅金融制度は、障害者の家族が 1.5 倍の住宅手当を受け取る権利を有すると定めている。
- 障害児が特定の養護サービス（療育センターや認可保育施設など）を利用する場合には、保育・発達支援給付金（Cuidado y Desarrollo Infantil）の標準支給額に 15%上乗せした金額が支給される。
- 65 歳以上、あるいは 65 歳未満で就労不能な障害者に対し、社会保険制度への拠出の有無にかかわらず、福祉年金を支給している。
- CONAPDIS からの技術的助言と社会扶助協会との協力により、貧困及び極度の貧困を評価する基準に障害の要素が組み込まれた。
- 2018 年の社会保護・促進プログラムでは、3 万 7,166 人の障害者を直接的な受益者とする、157 億 7,829 万 8,754 コスタリカ・コロン（約 52 億 8 千万円[43]）の社会投資を行った。

[43] 1 コロン=0.334740（JICA 為替レート、2026 年 3 月）

総括所見（2024）による社会保障、障害福祉サービス分野の勧告事項は以下のとおり。

- 障害者の高い貧困率に対処する国家計画を、資金調達及び実施スケジュールを含めて策定し、施行するとともに、その実施状況を監視すること
- 65 歳以上の障害者、または 65 歳未満で就労不能な障害者が受給できる無拠出型年金に関する情報（支給額及び性別の受給人数）を提供すること

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

法律第 9171 号に沿い、全公的機関内にアクセシビリティと障害に関する組織内委員会が設置され、機関内における障害問題の諮問機関としての役割を果たしている。具体的には、障害者の権利に関する規制を遵守するための方法や戦略について、機関の上層部及び中間管理職に対し、助言、調整、推進、提案、監視及び情報提供を行っている。同委員会の活動は、政策、規制、及び公的機関の活動に障害の視点を組み込む上で重要な役割を果たしてきた。

総括所見（2024）による運輸交通、都市開発分野の勧告事項は以下のとおり。

- 各地域において、老朽化した歩道の即時修繕に必要な財源を確保し、バリアフリー対応の乗用車を購入し、すべての公共空間におけるアクセシビリティを確保すること
- 物理的環境及び交通機関のアクセシビリティ基準を遵守し、測定可能な目標、実施スケジュール及び罰則を含むアクセシビリティ計画を実施すること
- 未設置自治体においてアクセシビリティ委員会を設置し、すべての委員会への障害者の参画を保障すること
- 遠隔地や農村地域を含め、公共交通機関の完全なアクセシビリティを実現するための具体的な目標と期限を設定すること

⑦　情報アクセシビリティ

情報アクセシビリティを保障するため、政府は国家電気通信開発計画（Plan Nacional de Desarrollo de las Telecomunicaciones）2015-2021 の目標として、中央政府機関に対し、Web ベースのポータル・ウェブサイト・サービス開発においてアクセシビリティ及びユニバーサルデザインの原則を適用するよう求めている。この目標を達成するため、大統領令が発出され、World Wide Web Consortium（W3C）の Web Content Accessibility Guidelines（WCAG）2.1 規格が国家規格として採用された。

コスタリカ工科大学は 2018 年に、150 の公的機関を対象にウェブアクセシビリティ評価を実施した。それによると、ほとんどの機関が次のような調整を実施したと報告している。

- コスタリカ手話の研修及び通訳者の採用
- W3C 準拠のアクセシブルなウェブページ

- 障害者向けの方針
- Non Visual Desktop Access（NVDA）の使用
- JAWS 及び類似ソフトウェアの利用
- 教育分野におけるアクセシブルな形式（音声、点字、イージーリード、大活字、手話、字幕、音声解説付きの動画）での文書の提供

上記に加えて、障害者の情報アクセシビリティに関して、以下の取組を実施している。

- 公務員総局は、情報へのアクセスにおける平等な待遇と非差別を促進することを目的としたコミュニケーション・情報方針（PE-02-PO-02-2017）を採択した。
- コスタリカ技術規格協会（Instituto de Normas Técnicas de Costa Rica）は情報アクセシビリティ分野における 6 つの技術規格を策定した。

総括所見（2024）による情報アクセシビリティ分野の勧告事項は以下のとおり。

- 国家電気通信開発計画 2022-2027 の効果的な実施に向け、特に障害者が情報・通信にアクセスできるよう、アクセシビリティ及びユニバーサルデザインの原則を適用するための必要な措置を講じること
- 通信・メディア事業者に対し、障害者が通信サービスを利用できるようにする法的義務を課し、法的拘束力のあるアクセシビリティ基準を策定し遵守させること

⑧　防災

コスタリカは、米国国際開発庁（USAID）及び中米・ドミニカ共和国防災調整センターが後援し、国連児童基金（UNICEF）コスタリカ事務所が実施する緊急事態及び災害における障害者の参加と保護プロジェクトの受益国である。同プロジェクトでは、障害者や OPD の参加により、リスク及び緊急事態における障害者の包摂・参加・ケアに関する基準が策定され、2017 年 4 月の行政令第 41095-MP-MTSS 号によって制度化された。

国家リスク管理計画（Plan Nacional de Gestión del Riesgo）2016-2020 にも、障害者の包摂に向けた措置が盛り込まれており、一時避難所の管理に関するガイドラインなどの緊急対応マニュアルや手順書は障害者機会均等法に沿って策定・改訂された。2019 年から始まった同計画第 2 フェーズでは、障害者が常に災害情報を入手できるよう、シミュレーションシステムを導入し、早期警報システムや具体的な避難手順の策定も進めている。

再建プロセスにおいては、ユニバーサルデザインの原則及び障害者機会均等法の遵守が考慮されるが、2023 年 7 月時点では、損害登録ツールにアクセシビリティや包摂性に関する要素が考慮されておらず、投資計画にも障害に関する具体的な指針が含まれていないため、これらの措置の一部が利用できない可能性が指摘されている。

総括所見（2024）による防災分野の勧告事項は以下のとおり。

- OPD と緊密に連携し、緊急事態後の復興・再建プロセスが、障害者が利用可能なリスク評価に基づき、ユニバーサルデザインや「より良い復興（Build Back Better）」等の原則が適用されるよう保障すること

３．国際条約及び国際協力等の実績

３－１．CRPD 批准による対応状況

コスタリカ政府は 2008 年 10 月 1 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。初回政府報告書は 2011 年 3 月 23 日に障害者権利委員会に提出し受理されている（提出期限は 2010 年 11 月 1 日）。権利委員会からは 2013 年 9 月 30 日に質問事項が提示され、コスタリカ国政府は 2014 年 3 月 25 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2013 年に 2 団体[44]から 2 報告、2014 年に 1 団体[45]から 1 報告が提出されている[46]。そして 2014 年 4 月 11 日に同委員会より総括所見が発出された。

第 2・第 3 次審査サイクルでは、障害者権利委員会より 2018 年 3 月 9 日に事前質問事項が提示された。コスタリカ政府は 2020 年 4 月 3 日に統合定期報告を権利委員会に提出し受理されている（提出期限は 2018 年 11 月 1 日）。市民団体からのパラレルレポートは 2017 年に 2 団体[47]から 3 報告、2024 年に 3 団体[48]から 3 報告が提出されている。そして 2024 年 3 月 22 日に同委員会より総括所見が発出された。

2024 年の総括所見では、障害者の権利の促進と保護を目的とした以下の法令や政策の採択を評価している。

- 憲法第 51 条改正による、障害者を指す際の「貧困または無力な身体障害者」（enfermo desvalido）という表現を廃止した法律第 9697 号の制定（2019）
- 国家障害者政策とその戦略計画（2019-2030）の採択
- 国家障害者評議会設置法の施行規則を定め、障害者諮問フォーラムを創設した行政命令第 48088 号の採択（2018）
- 障害者認定サービスを創設した政令第 40727-MP-MTSS の採択（2017）
- 公務員総局による、情報へのアクセスにおける平等な待遇と差別禁止を規定した通信・情報政策の採択（2017）
- オンブズマン事務局による、障害者及び高齢者に対するサービスのアクセシビリティに関する方針の採択（2017）
- 労働法を改正し、労働法典に新たな差別事由を盛り込んだ法律第 9343 号の制定（2016）
- 障害者国家評議会の設置に関する法律第 9303 号の制定（2015）
- 公務員である障害者の管理・雇用・給与に関する包括的な人事政策の採択（2014）

[44] 国際障害審議会（Disability Council International）、OPD 連合（OPDs Coalition Submission。31 団体による合同報告書）。
[45] OPD 報告（Disabled Peoples Organizations Report。32 団体による合同報告書）。
[46] このほか、OPD（Organizaciones de personas con Discapacidad。31 団体による合同報告書）より一報告があるが、提出年月日は不明。
[47] オンブズマン事務局（Defensoría de los Habitantes）、米州障害者・インクルーシブ開発研究所（Instituto Interamericano sobre Discapacidad y Desarrollo Inclusivo: IIDI。障害者権利フォーラム（Foro por los Derechos de las Personas con Discapacidad: FORO）との合同報告書）。
[48] ラテンアメリカ障害のある女性連合（Alianza Latinoamericana de Mujeres con Discapacidad: ALAMUD。7 団体による合同報告書）、OPD 連合（Coalición de organizaciones de personas con discapacidad de Costa Rica。5 団体による合同報告書）、オンブズマン事務局。

・ オンブズマン事務所による、障害女性のための「障壁の打破（Rompiendo Barreras）」政策アジェンダの採択（2014）

他方、法律・政策、及び障害認定手続きにおける障害定義の CRPD 一般原則への整合、障害認定の簡素化・迅速化、担当専門職への研修制度の整備、オンブズマン事務所への十分な資源配分、障害者諮問フォーラムの独立性確保による CRPD 履行プロセスへの障害者の参画促進等が勧告されている。

３－２．マラケシュ条約実施状況

コスタリカ政府は 2017 年 10 月 9 日に視覚障害者等のためのマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准した。

条約批准後の 2020 年に既存の著作権及び隣接権法（法律第 6683 号）の改正案（法律第 9858 号）が成立し、著作権者の許諾なしに、非営利目的で著作物をアクセシブルな形式（点字、大活字、音声など）に複製し、配布・公開することを認める例外規定が導入された。[49]

３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組

2024 年 7 月に発表されたコスタリカ政府の第 3 回自発的国家レビュー（Voluntary National Review）[50]によれば、障害別内訳が必要な 98 指標のうち、実際に内訳が示されているのはわずか 6 指標（6.41%）に留まっている。国連統計局 SDGs 指標データベース[51]によれば、コスタリカは障害に関する指標のうち「1.3.1 (d) 重度障害者のうち障害年金などの現金給付を受けている人の割合」及び「4.a.1(d) 障害のある児童・生徒のための適切な設備・教材が整った小学校の割合」について計測している。前者については 2019 年の 79.6%から 2022 年には 76.0%に悪化、後者については 2016 年の 60.5%から 2020 年に 71.7%に改善と報告している。

３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

コスタリカの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

1986 年 4 月：女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）批准

1990 年 8 月：子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）批准

1991 年 7 月：障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（ILO159 号条約）批准

[49] https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21983（参照 2026-3-20）
[50] https://www.ods.cr/es/recursos/publicaciones/iii-informe-voluntario-nacional-costa-rica-2024-objetivos-de-desarrollo（参照 2026-3-20）
[51] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-3-19）

2020 年 3 月に発出された CRC 委員会による総括所見[52]では、障害のある子どもの権利保障を強化するため、関連法律及び公共政策における意見の尊重と意思決定への参画促進、暴力・虐待・ネグレクト事例の特定と通報窓口の整備、暴力事例の体系的な記録と適切な救済手段の提供、精神科施設での入所の段階的廃止、コミュニティでの包摂促進、そして保健医療サービスのアクセシビリティ向上を勧告している。

2022 年の ILO 条約勧告適用専門家委員会の直接要請[53]によれば、コスタリカ政府は国家計画や PONADIS、雇用支援サービス、教育制度の包摂的改革、公的機関の障害者雇用義務の強化、国家障害者雇用・労働委員会による政策協議など多様な施策を実施しているものの、支援サービスを受けた障害者の就職者数は依然少なく、労働者団体の参画状況が不明確であるとして、より詳細な情報の提供を求めている。

３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[54]

- 日本政府[55]

【技術協力プロジェクト】

・ ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト(2007-2012)

【第三国研修】

・ 障害者のエンパワーメントと自立生活への国家支援の改善（2023-2026）
・ コミュニティに根ざしたインクルーシブな開発（2012-2015）

【草の根・人間の安全保障無償資金協力】

・ グレシア特別支援学校スクールバス整備計画（2023）
・ モルフォ障がい者[56]自立研修センター建設計画（2018）
・ 国立リハビリテーション・センター医療機材整備計画（2015）
・ オロティナ市障害者ケアセンター増築計画（2014）

【草の根技術協力事業】

・ 障害者の社会支援システム構築プロジェクト（2017-2023）
・ コスタリカ自立生活推進プロジェクト（2012-2017）[57]

[52] Naciones Unidas (2020) *Observaciones finales sobre los informes periódicos quinto y sexto combinados de Costa Rica* (CRC/C/CRI/CO/5-6)
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FCRI%2FCO%2F5-6&Lang=en（参照 2026-3-21）

[53] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13100:0::NO:13100:P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:4312934,102599（参照 2026-3-30）

[54] 概ね 2016 年以降の実績を記載。

[55] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/latin/costarica/exchange.html（参照 2026-3-21）を基に記載

[56] 案件名の原文表記を尊重し、「障害者」ではなく「障がい者」としている。

[57] 案件概要表（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/project_list/knowledge/ku57pq00002jvb9v-att/2015_215_cos.pdf）（参照 2026-3-21）

- 他ドナー

【国際機関】

UN Costa Rica Country Team

・障害者包摂イニシアティブ[58]（Disability Inclusion Initiative）（2022-2025）

国連児童基金（UNICEF）[59]

・早期警戒戦略（Estrategia de Alerta Temprana）
・プラ・ビダで学ぼう（Aprendo Pura Vida[60]）
・オリエンタ・ドス（Orienta2[61]）
・複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Survey[62]）（2018）

国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）

・コスタリカにおける障害者の労働包摂国家計画への国連支援[63]（UN Support to the National Plan for Labour Inclusion of Persons with Disabilities in Costa Rica）（2012-2019）

汎米保健機構/世界保健機関（PAHO/WHO）

・Rehabilitation 2030[64]（2017-2030）（ブルンカ地域を中心に全国）

米州開発銀行（Inter-American Development Bank）

・コスタリカの国民ケアシステムの強化・拡充に向けた支援[65]（Support for Strengthening and Expanding the National Care System in Costa Rica）（2025）

【二国間援助機関】

米国国際開発庁（USAID）

・包摂的な災害リスク管理[66]（Inclusive Disaster Risk Management）（2015-2016 及び 2019-不明）（沿岸部、北部）

ドイツ職業教育国際協力センター（GOVET）

・コスタリカにおけるデュアル教育の推進[67]（Fomento de la Formación Dual en Costa Rica）（2016-2025）（サン・ホセ、カルタゴ、アラフエラ等）

[58] https://news.un.org/en/story/2023/03/1134222（参照 2026-3-21）
[59] https://www.unicef.org/lac/en/all-children-learn-costa-rica#:~:text=Overcoming%20gender%20biases%20in%20the,Aulas%20de%20Escucha（参照 2026-3-21）
[60] UDL に基づき、すべての生徒が自分のペースで学べるデジタル教材やリソースを提供している。https://aprendo-pura-vida.learningpassport.org/ （参照 2026-3-30）
[61] 中等教育の生徒を対象とした、オンライン進路指導・キャリア支援システム。障害のある生徒が、自分の特性に合った職業訓練や高等教育の選択肢を見つけられるよう、アクセシブルな情報提供を強化している。
[62] 子どもや女性の状況（保健、教育、保護など）に関する国際比較が可能な大規模調査。
[63] https://globaldisabilityfund.org/programme/costarica/#:~:text=The%20Programme,Approach（参照 2026-3-21）
[64] https://www.who.int/initiatives/action-on-the-social-determinants-of-health-for-advancing-equity/work-in-who-regions/amro-paho/costa-rica（参照 2026-3-21）
[65] https://www.iadb.org/en/news/costa-rica-improves-its-care-system-idb-support#:~:text=June%2025%2C%202025,%2C%20its%20acronym%20in%20Spanish).（参照 2026-3-21）
[66] https://theret.org/2023/10/pan/reduction-nothing-about-us-without-us-drr/（参照 2026-3-21）
[67]https://www.govet.international/en/201363.php#:~:text=Momentum%20and%20success:%20Dual%20System,Education%20and%20Research%20(BMBF).（参照 2026-3-21）

4．障害関連団体の活動概況

4－1．障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
コスタリカ障害者団体全国ネットワーク（Red Nacional de Organizaciones de Personas con Discapacidad：RENAPDIS） https://www.facebook.com/p/Renapdis-Costa-Rica-100086946271159/	設立年不明。障害当事者やその家族で構成されており、公共交通機関・施設のアクセシビリティ向上、CRPD に基づく政策提言、国内法の遵守状況の監視等を行っている。
コスタリカ障害者運動（Movimiento de Personas con Discapacidad CR） https://www.facebook.com/p/Movimiento-de-Personas-con-Discapacidad-CR-100090003675302/	設立年不明。政府による予算削減やサービス停止に対し、SNS での告発や憲法裁判所への提訴を通じて抗議し、障害者の自立生活の保障を求めている。法整備の監視や社会参画の推進を柱に、当事者の尊厳を守るための政治的・社会的運動を展開している。
コスタリカろう者全国協会（Asociación Nacional de Sordos de Costa Rica：ANASCOR） https://anascor.org/quienes	1974 年設立。法的平等の確保や情報アクセシビリティ改善等の権利擁護活動をはじめ、コスタリカ手話の普及、手話教育や手話通訳者育成を行っている。また、地域団体との連携や各種イベントを通じた国内外のネットワーク強化にも取り組んでいる。
セントロ・モルフォ（Centro Morpho） https://www.centromorpho.com/en/sobre	2011 年設立。ピア・カウンセリングや自立生活プログラムを通じ、障害者の自立を支援している。介助者派遣やバリアフリー推進、JICA と連携したリーダー育成も行い、障害者が地域で主体的に暮らせる社会づくりに尽力している。

4－2．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
アンドレア・ヒメネス財団（Fundación Andrea Jiménez） https://www.facebook.com/institutoandreajimenez/?locale=es_LA	1974 年設立。0 歳から 60 歳までの知的障害児・者や重度心身障害児・者を対象とした非営利の特別支援教育機関を運営し、個別の能力に応じた教育や生活スキルの訓練、言語・作業療法などを提供している。

Do It Foundation https://doitcenterfoundation.com/blog/costa-rica-wheelchair-donations/	2005 年設立。グアナカステ州を中心に活動し、車いすの無償提供（3 万台以上）、障害児の教育支援、保健・生活支援などを行っている。
みんなの未来財団（Fundación el Futuro es de Todos） https://elfuturoesdetodos.wixsite.com/futuroparatodos	2011 年設立。ダウン症や知的障害のある若者に対し、職業訓練、学習支援、生活スキル向上を目的としたプログラムを提供し、農場プロジェクトなどを通じた自立と就労を支援している。
Fundación Yo puedo, ¿y vos? https://yopuedoyvos.org/	2012 年設立。ダウン症者や知的障害者の就労と教育の包摂を推進する団体で、100 社以上と連携し、5,000 人以上の雇用を創出している。「Zero Project Award 2025」（雇用・ICT 部門）を受賞。
Red Costarricense de Turismo Accesible https://costaricaturismoaccesible.com/	2017 年設立。国内観光地のバリアフリー調査や業界向け研修を行うほか、廃棄プラスチックを再利用した移動式スロープ、水陸両用車いす等を海岸に設置している。

５．障害者が直面する障壁・ニーズ[68]

５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

ALAMUD によると、女性障害者の 62.3%が健康状態を「普通もしくは悪い」と感じている。また、全国で障害者適応の婦人科診察台、適応されたマンモグラフィー機器が 1 台ずつしかなく、障害者の健康管理に必要な設備が著しく不足している。性と生殖に関する情報提供も不十分で、約半数の女性が誤った知識を持っている。[69]

OPD 連合によると、障害に対する早期診断と介入プログラムが整備されておらず、診断が遅れることで必要な支援や治療を受ける機会が制限されている。公的医療機関での ASD 者への診断や支援が不足しており、特に地方での対応が不十分である。精神保健法が医学モデルに基づいており、障害者の法的能力やコミュニティへの包括的な参加を制限している。[70]

５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

オンブズマン事務局によると、教育予算の削減により支援スタッフの不足やインフラ整備の遅れが生じ、特別支援教育プログラムの縮小や閉鎖が進んでいる。また、教員研修の不足により、特別支援教育センターで早期教育を受けた子どもが通常学級に進めず、統合学級に戻されるケースが見られている。さらに、障害児への身体的・心理的虐待が発生しており、制裁が不十分である。これらの課題を解決するため、教育予算の増加、教員の専門性向上、特別支援教育の拡充、虐待防止策の強化が求められている。[71]

OPD 連合によると、障害児は特別学校に分離されることがあり、インクルーシブ教育の権利が十分に保障されていない。また、学業成績が特別支援教育の枠内で評価されるため、大学進学や就職において障壁となっている。さらに、聴覚障害者向けの成人教育サービスが閉鎖され、必要な支援が提供されていない。標準化試験においても、障害のある学生に合理的配慮が施されておらず、平等な教育機会が確保されていない。[72]

５－３．就労に関する障壁・ニーズ

オンブズマン事務局によると、障害者の就労には、態度やアクセスの障壁が存在している。2022 年、コスタリカの公的機関で働く障害者は 882 人に留まり、法定の 5%枠を満たした機関は 7 つのみであった。障害者の雇用促進のため、法令遵守や雇用機会の拡大、職場での合理的配慮や教育・訓練の充実が求められている。[73]

ALAMUD によると、障害者の雇用状況が不十分であり、特に女性障害者の賃金は平均より 23%低い。障害者の雇用機会が限られているため、経済的自立が困難であり、これが暴力

[68] パラレルレポートに基づいて記載。
[69] ALAMUD (2024) (INT/CRPD/CSS/CRI/57343/S)
[70] OPD 連合(2024) (INT/CRPD/CSS/CRI/57344/S)
[71] オンブズマン事務局(2024) (INT/CRPD/CSS/CRI/57614/S)
[72] OPD 連合(2024)
[73] オンブズマン事務局(2024)

や依存の連鎖を助長する要因となっている。公共部門における障害者の雇用枠（年間 5%）の完全な実施が求められる。[74]

５－４．移動に関する障壁・ニーズ

オンブズマン事務局によれば、公共交通機関のアクセシビリティ向上に課題がある。2023 年には、OPD への十分な意見聴取が行われないまま、バスの使用年数延長を認める法案が成立した。法改正により、バスの老朽化が進む可能性があり、障害者の移動の安全性や快適性が損なわれる恐れがある。[75]

５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ

OPD 連合によると、障害者向けの情報保障が不十分で、特に地方や貧困層では情報アクセスの格差が顕著である。法律案の意見募集期間が短く（8 日間）、障害者やその家族が十分に対応できない。また、公共交通機関のデジタルプラットフォームがアクセシブルでないため、障害者がサービスを利用する際に困難が生じている。[76]

オンブズマン事務局によれば、2023 年、視覚障害のある弁護士が司法ウェブサイトのアクセシビリティ不足を訴えた事例では、情報が適切な形式で提供されていないことが判明し、技術的な改善が求められている。[77]

５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ

OPD 連合によると、障害のある女性・女児に対する権利保護が不十分であり、性と生殖に関する権利や暴力のない生活を保障するための取組が必要である。障害女性が意思決定に参加する権利を保護し、政治的・社会的な場での参加を促進する必要がある。[78]

オンブズマン事務局は、障害女性は、暴力、教育、経済的エンパワメント、健康、司法へのアクセスなどの分野で差別や課題に直面しているが、細分化されたデータ収集が不十分であり、具体的な対策を講じるための情報が不足していると指摘している。[79]

[74] ALAMUD (2024)
[75] OPD 連合(2024)
[76] 同上
[77] オンブズマン事務局(2024)
[78] OPD 連合(2024)
[79] オンブズマン事務局(2024)

６．参考資料

CONAPDIS (2011) *Política Nacional en Discapacidad 2011-2030*.

Gobierno de Costa Rica (2011) CRPD *Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la Convención* (CRPD/C/CRI/1).

Gobierno de Costa Rica (2023) CRPD *Informes periódicos segundo y tercero combinados que Costa Rica debía presentar en 2018 en virtud del artículo 35 de la Convención* (CRPD/C/CRI/2-3).

Instituto Nacional de Estadística y Censos (2025) *Encuesta Nacional sobre Discapacidad 2023 Resultados Generales*.

Ministerio de Planificación Nacional y Política Económica (2022) *Plan Nacional de Desarrollo y de Inversión Pública del Bicentenario 2023-2026*.

Ministerio de Planificación Nacional y Política Económica (2024) *III Informe Voluntario Nacional 2024, Costa Rica*.

Ministerio de Trabajo y Seguridad Social (2022) *Compilado de leyes y decretos ejecutivos vigentes sobre discapacidad en Costa Rica 2022*.

Naciones Unidas (2020) *CRC Observaciones finales sobre los informes periódicos quinto y sexto combinados de Costa Rica* (CRC/C/CRI/CO/5-6)

Naciones Unidas (2024) *CRPD Observaciones finales sobre los informes periódicos segundo y tercero combinados de Costa Rica* (CRPD/C/CRI/CO/2-3).

JICA (2021)『国別障害関連情報 コスタリカ共和国』

＜ウェブ情報＞

内閣府 (2016-2025)『障害者白書』
https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-3-4）

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf（参照 2026-3-4）